

平成20年8月25日

第7回 設計コンサルタント業務等成果の向上に関する懇談会

参考資料3

## 再委託に関する意見照会

再委託に関する意見照会

参考資料3

課題	意見	対応(案)	備考
1. 再委託の上限の設定 (1)再委託の上限の必要性について			
再委託の上限を設ける必要性があるのか	再委託に関しては、透明性を高めることが必要と考えるが、透明性を高めることと、上限を設けるとは、同じではないと考える。 本来、元請けは、責任を持って所定の成果を出すことが求められており、この本来目的と再委託の上限設定は、合致しないと考える。 数値で縛りを設けることは、下請けイジメに繋がる可能性があるという弊害もある。	随意契約(プロポーザル方式、企画競争を含む)により技術力を評価して選定したにもかかわらず、大半が再委託されることのないようにするための措置であり、そのため今回は随意契約による業務に限定しています。	
再委託の上限を設ける必要性があるのか	地質・土質調査業務の検討にあたっては、再委託の上限設定しない。		
(2)再委託の上限値について			
再委託額の上限を3分の1以内にする事の妥当性について	数値の設定は目安値としての運用にすべき。 数値制限でなく、工種毎の内容制限を明確にすることのほうが適切ではないか。	現状の運用を踏まえつつ、上記理由により再委託率の上限を設定する必要があることから承諾できる範囲は原則として軽微な部分を除き業務委託料の3分の1以内としています。 しかし、点検業務等現地調査における仮設工事の再委託など、規模により3分の1を超える場合でも認めることができるようにしつつ、安易に再委託を行わないよう、上限値を超えた場合は内容について厳格に確認することとしています。	
2. 軽微な部分の限定列挙			
(1)軽微な部分の拡大解釈防止について			
軽微な部分の拡大解釈防止のため、例示列挙から限定列挙に変更したことについて	共通仕様書において工種毎に出来るだけ具体的に列記することとし、それ以外を特記仕様書で規定すべきではないか。	「軽微な部分」が拡大解釈されてきた経緯があり、また軽微な部分は業務毎に異なるため、共通仕様書においては最低限の列記とし、業務特性に応じて特記仕様書に列記することとします。	
再委託の上限、軽微な部分の限定列挙について	今回の再委託の上限設定、「軽微な部分の限定列挙」は「土木設計業務等委託契約」の場合に限定する。		
(2)3分の1を超えることを発注者が認める場合の運用について			
改正後の共通仕様書において、「ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めた時は、この限りでない。」としていることについて	超えることがやむを得ないと認める場合の段階や手続きが不明である。 プロポーザル等の要請段階において、要請書や特記仕様書への明記など、手続きを明確にすることが望まれる。	業務の公告時に説明書の添付資料として共通仕様書、特記仕様書が通常含まれるため、その際に内容を確認できるものとします。また、再委託の量、内容については、特定後契約時に審査することを考えております。	
3. その他			
(1)再委託の承諾の厳格化			
再委託の承諾を厳格化して透明化することにより、どの様な問題が改善されて効果があるのか不明確	現状の再委託方式により発生している問題点を明らかにして、再委託の承諾を厳格化することでその問題がどのような手順で改善されて、効果があるのかを明確化する。	再委託の上限、軽微な部分の限定列挙については、今後の運用結果をフォローアップして参りたいと考えております。	

再委託に関する意見照会

参考資料3

課題	意見	対応(案)	備考
<p>(2)発注者の承諾を得て再委託できる範囲</p> <p>発注者の承諾を得て再委託できる範囲および条件が不明確なため、「発注者の承諾を必要としない再委託」と「承諾を必要とする再委託」が曖昧な解釈となる。</p>	<p>発注者の承諾を得て再委託できる範囲および条件を共通仕様書において工種毎に出来るだけ具体的に列記する。</p>	<p>再委託の上限、軽微な部分の限定列挙については、今後の運用結果をフォローアップして参りたいと考えております。</p>	
<p>(3)透明性・品質の確保について</p>	<p>今回の改訂では、透明性の確保並びに品質の確保を目的としているが、根本には請負契約か委任契約であるかという問題が存在する。</p>	<p>調査及び設計業務に関わる大きな問題であり、今後検討させていただきます。</p>	